

第13章 移送取扱所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

| 区分 | 政令 | 規則 |
|---------------|-----------|------------------|
| 移送取扱所 | 第18条の2第1項 | 第28条の2の9～第28条の51 |
| 過酸化水素を取り扱うもの等 | 第18条の2第2項 | 第28条の52、第28条の53 |

第1 移送取扱所の区分及び定義（令3-3）

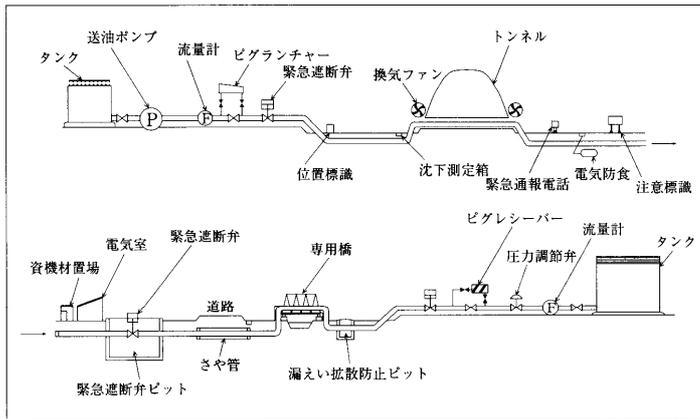
1 移送取扱所

配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。以下「移送取扱所」という。）
（政令第3条第3号）

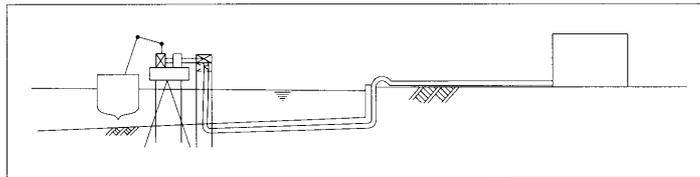
2 特定移送取扱所及び特定移送取扱所以外の移送取扱所の区分

| | |
|-------|---|
| 移送取扱所 | 特定移送取扱所 （配管の延長が15kmを超えるもの又は危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のもの。） |
| | 特定移送取扱所以外の移送取扱所（上記以外の移送取扱所） |

移送取扱所の概略



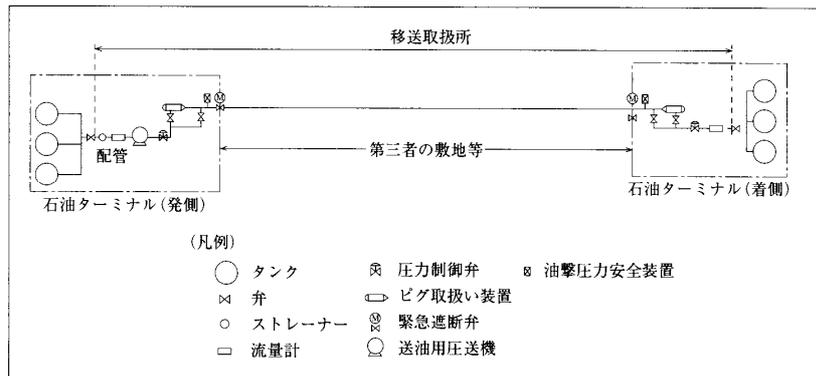
船舶から受け入れる移送取扱所



3 移送取扱所の規制範囲

移送取扱所の規制範囲は、移送が始まる設備から移送が完了する設備までである。

移送取扱所の規制範囲



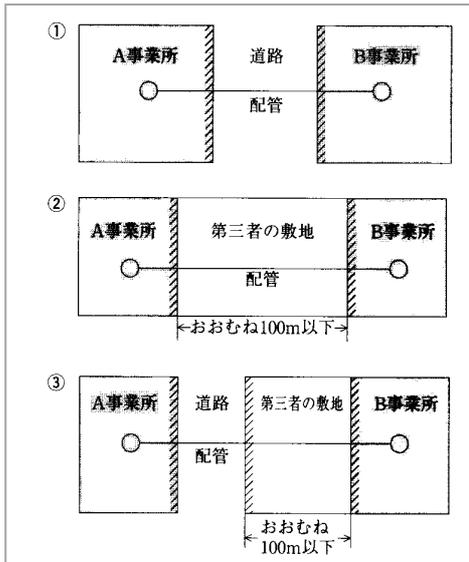
4 移送取扱所に該当しない例

(昭和49年4月25日付消防予第63号質疑)

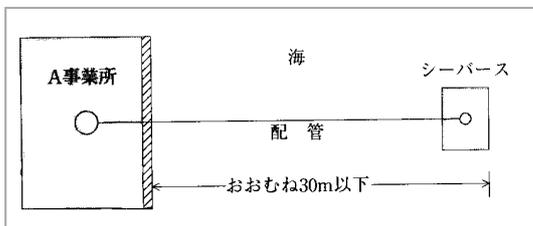
配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備。)が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものである。

(1) 危険物の送出し施設から受入れ施設までの間の配管が一の道路又は第三者(危険物の送出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。)の敷地を通過するもので、次の要件を満足するもの。

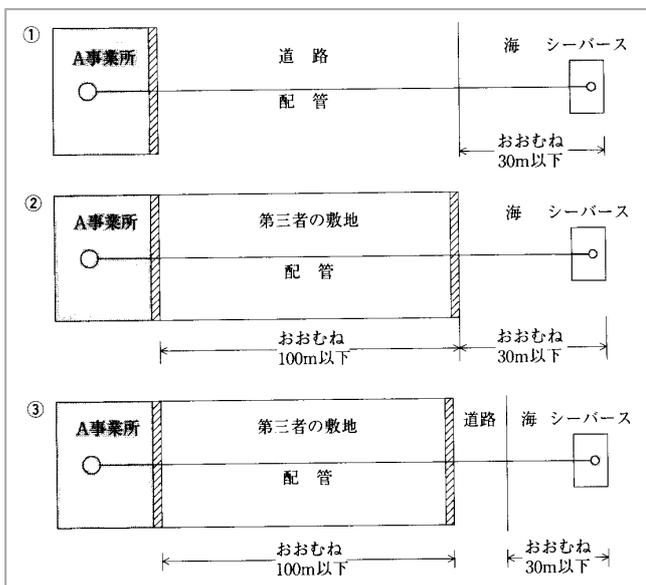
- ① 道路にあっては、配管が横断するものであること。
- ② 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100m以下のものであること。



(2) 危険物の送出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第1石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。)の長さがおおむね30m以下のもの。



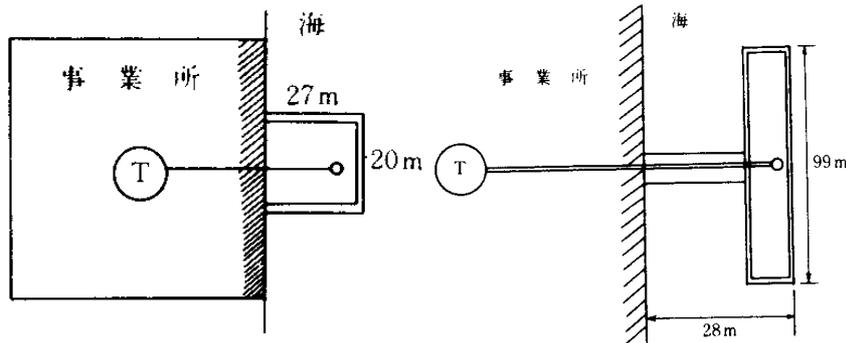
(3) 上記(1)及び(2)の要件を満たすもの。



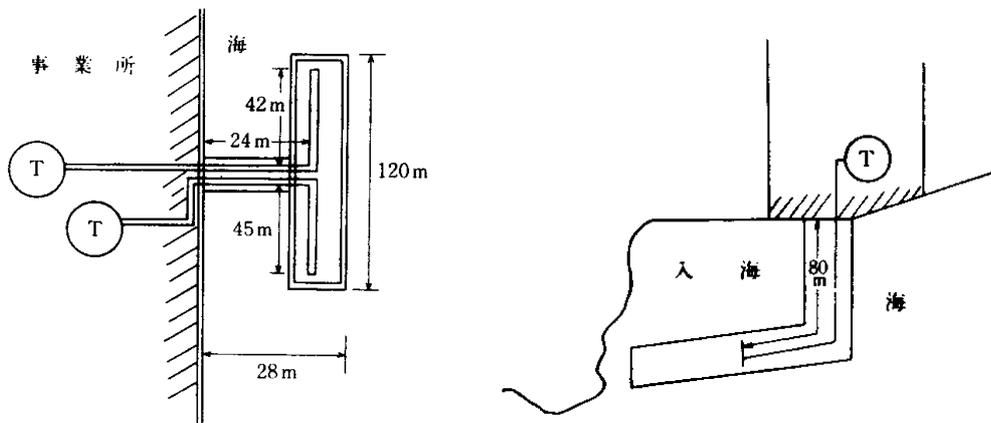
5 移送取扱所に該当する例

(昭和51年 7月12日付消防危第23-10号)

- (1) 第1石油類の受入栈橋で移送する配管の内径が300mm以上であるもの。



- (2) 第2石油類の払出栈橋で各々に300mm未満の配管内径であるが、L字型の延長は30mを超えるもの。



6 留意事項

- (1) 4に掲げる取扱所並びに危険物の移送が当該移送に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有する取扱所は、一般取扱所としての規制を受けるか、又は他の製造所等の附属設備として規制される。
- (2) 石油パイプライン事業法の適用を受ける事業用施設としてのパイプライン施設は、消防法の移送取扱所の適用を受けない。

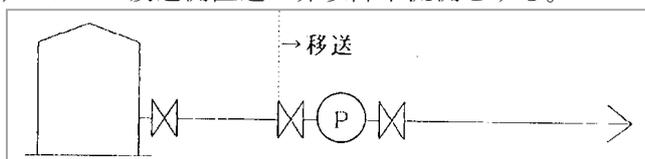
なお、石油パイプライン事業法の対象となるパイプラインは、タンク、ポンプ及び配管並びにこれらの附属設備によって石油類（原油、揮発油、灯油、軽油及び重油）を輸送し一般の需要に応ずる営利を目的とした事業で、配管の延長が15kmを超えるものである。

- (3) 移送取扱所の配管の取り合いについては、次によること。

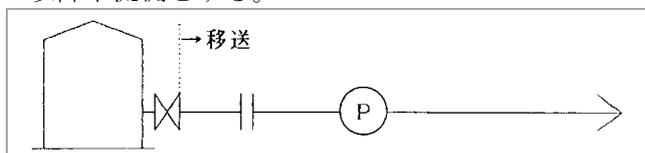
① 払出し側

ア 貯蔵タンクからの払出し

- (ア) ポンプ吸込側直近の弁以降下流側とする。

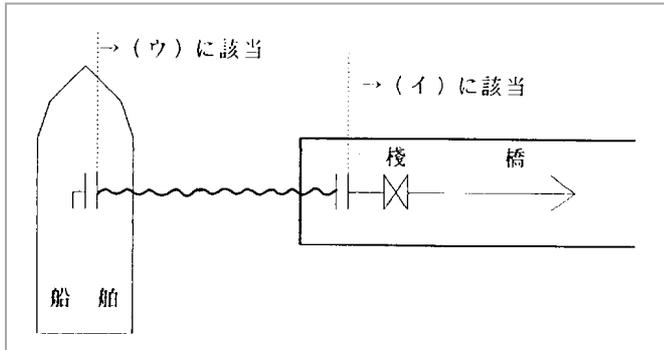


- (イ) 前（ア）の弁が貯蔵タンクからの払出元弁（タンク付属）の場合は、当該弁に至る配管以降下流側とする。



イ 船舶からの陸上への払出し

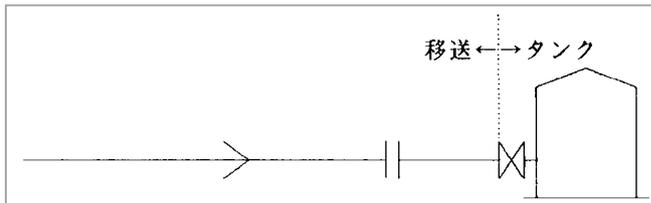
- (ア) 船が離れた場合に残る施設（ホース、ローディングアーム等）は含むものとする。
- (イ) ホース、ローディングアーム等が船の附属物の場合は、陸上側フランジ以降下流側とする。
- (ウ) ホース、ローディングアーム等が陸上施設の附属物の場合は当該ホース、ローディングアーム等の先端以降下流側とする。



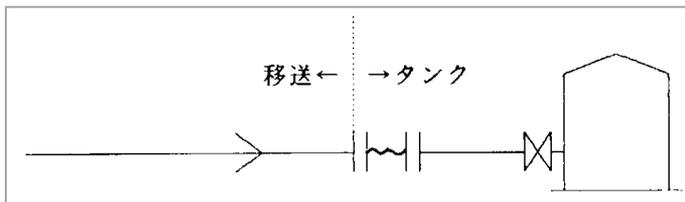
② 受入れ側

ア 1のタンク等に受入れる場合

- (ア) タンク受入れ元弁に至る配管までとする。

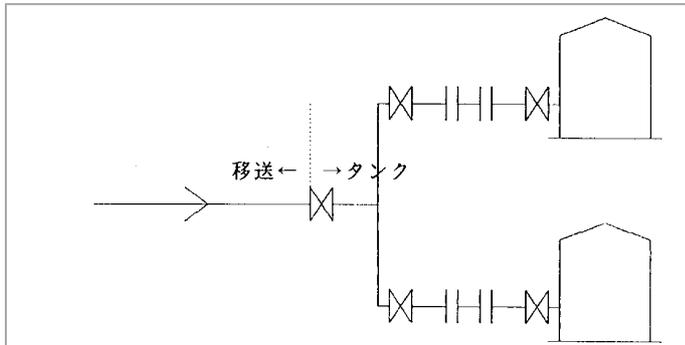


- (イ) タンク受入れ元弁より上流側に可とう管が挿入されている場合は、当該可とう管の上流側のフランジ等に接続された配管までとすることができる。

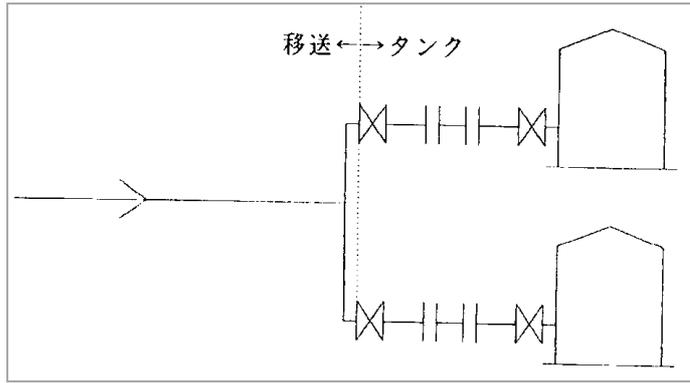


イ 2以上のタンクに分岐配管により受入れる場合

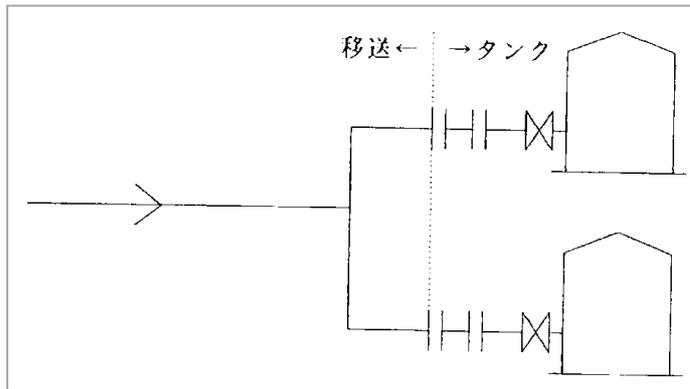
- (ア) 分岐配管により分岐している場合は、分岐元弁に至る配管までとする。



- (イ) 分岐配管より分岐しており、分岐元弁がない場合は、分岐点から最も近い下流側にある弁に至る配管までとする。



(ウ) 前(イ)の弁の上流側に可とう管が挿入されている場合は、当該可とう管上流側のフランジ等に接続されたフランジ又は弁までとすることができる。

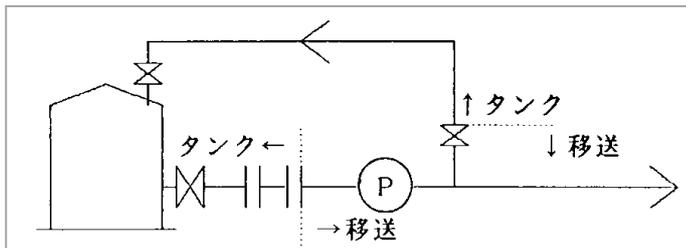


ウ 船舶に受入れる場合
前①及び前②イに準じる。

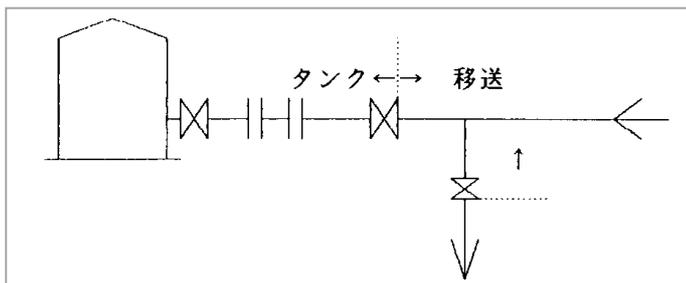
③ 付加的な配管等

受入れ、払出しに伴う戻り配管又は循環配管等の付加的配管の設置されている場合及び払出しポンプを移動タンク貯蔵所又はドラム充填等の他の許可区分のポンプと兼用している場合の取扱いについては、次によること。

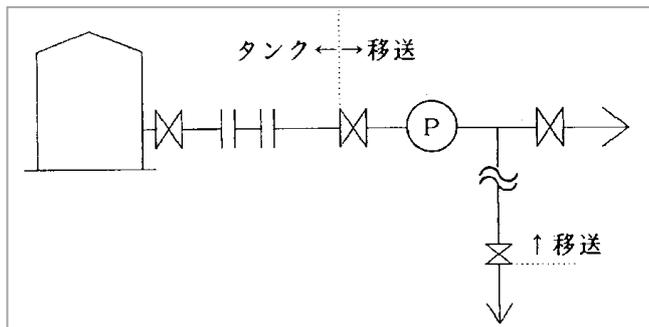
ア 付加的配管の途中の弁のうち、ポンプ出口直近にある弁までを移送取扱所に含める。



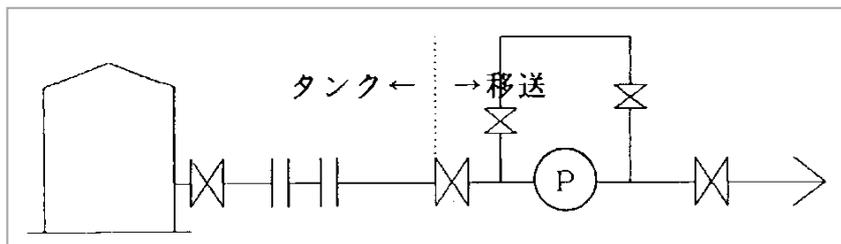
イ ポンプがない場合は、移送取扱所の主配管の弁までを移送取扱所に含める。



ウ 付加的配管途中に弁がない場合は、主配管に最も近い位置にある付加的配管弁までを移送取扱所に含める。



エ 付加的配管の流入点から移送取扱所配管までの場合は、付加的配管すべてを移送取扱所配管とみなす。



第2 移送取扱所の基準の概要（令18-2）

1 基準

- (1) 移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、石油パイプライン事業法第5条第2項に規定する事業用施設に係る同法第15条第3項第2号の規定に基づく技術上の基準に準じて総務省令（規則第28条の2の9～第28条の51）で定める。（政令第18条の2第1項）
- (2) 第6類の危険物のうち過酸化水素又はこれを含有するものを取り扱うものであることその他特別な事情により前項の基準によることが適当でないものとして総務省令で定める移送取扱所については、総務省令（規則第28条の52・28条の53）で、同項の基準の特例を定めることができる。（政令第18条の2第2項）
- (3) 政令第18条の2第1項に規定する移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、規則第28条の3から第28条の51までに定めるとおりとする。（規則第28条の2の9）

第3 設置場所（規則28の3）

1 設置場所

- (1) 移送取扱所は、次に掲げる場所に設置してはならない。（規則第28条の3第1項）

- ① 災害対策基本法第40条に規定する都道府県地域防災計画又は同法第42条に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地
- ② 鉄道及び道路のずい道内
- ③ 高速自動車国道及び自動車専用道路の車道、路肩及び中央帯並びに狭あいな道路
- ④ 河川区域及び水路敷
- ⑤ 利水上の水源である湖沼、貯水池等
- ⑥ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- ⑦ 地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域及び同法第4条第1項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域
- ⑧ 海岸法第2条に規定する海岸保全施設及びその敷地

（規則第28条の3第1項第1～8号）

- (2) 前(1)の規定にかかわらず、(1)③から⑧までに掲げる場所については、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合であって、かつ、保安上適切な措置を講ずる場合は、当該移送取扱所を当該場所に設置することができる。（規則第28条の3第2項）
- (3) 移送取扱所を(1)③号若しくは④号に掲げる場所に横断して設置する場合又は⑧号に掲げる場所に架空横断して設置する場合は、第1項の規定は適用しない。（規則第28条の3第3項）

2 設置場所制限

移送取扱所の配管は、その一部又は全部が施設の所有者、管理者又は占有者の管理する場所以外の場所（道路・河川・海等の公共の場所、農地・山林等の第三者が所有、管理又は占有する場所）に設置されることから、万一災害が発生した場合に地域住民に与える影響が大きいため、公共性の高い場所及び被害時の被害の拡大のおそれの大きい場所には、原則的に設置できないこととされている。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合であって、保安上適切な措置を講じた場合又は架空横断する場合にあつては、その設置が認められることがある。

しかし、災害対策基本法の規定による防災基本計画により定められている震災時のための避難空地及び鉄道・道路のずい道内にあつては、いかなる理由又は保安上適切な措置を講じた場合であっても、原則として、その設置は認められないこととなっている。

3 用語の定義

- (1) 「高速自動車国道」については、高速自動車国道法第4条第1項に規定される、東北縦貫自動車道、中央自動車道等が該当する。
- (2) 「自動車専用道路」については、道路法第48条の2第1項及び第2項に規定される、一般に高速道路と呼ばれる首都高速道路、阪神高速道路等が該当する。
- (3) 河川区域については、河川法第6条第1項に規定されている。